

代表正会員要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）会員委員会規則に基づき、代表正会員に関する必要な細目を定める。

(代表正会員の役割)

第2条 代表正会員は、本会の活動を支援し本会の更なる発展に寄与することを役割とする。

(代表正会員の資格)

第3条 代表正会員は、各支部において活発な活動を展開している個人正会員および教育会員とする。

(代表正会員の選出方法)

第4条 代表正会員は、支部長が支部幹事会で協議のうえ候補者を選定し、会員委員会委員長に報告し、会員委員会委員長が承認したうえで委嘱する。なお、候補者の選定にあたっては、本会の会員分布の縮図となるよう地域、職域、年齢などを考慮して選ぶことが望ましい。

(代表正会員の任務)

第5条 代表正会員は、第2条の役割を果たすため、以下の任務を遂行する。

- ① 本会の本部・支部の活動や運営方針などの広報
- ② 本部・支部事業への協力
- ③ 本会への入会勧誘
- ④ 本会の運営および事業への意見具申
- ⑤ その他任務達成に必要な事項

(代表正会員の任期)

第6条 代表正会員の任期は、3月1日から翌々年の2月末日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、代表正会員が他支部に異動した場合にはその資格を失うので、必要に応じて第4条に則り後任者を選定し、委嘱する。後任者の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

(代表正会員の定数)

第7条 各支部における代表正会員の定数は、原則として各支部の代議員数と同数とする。ただし、支部長は支部幹事会で協議し、第4条の規定を考慮したうえで、その数を増減することができる。

(代表正会員への報告と説明)

第8条 会員委員会は、代表正会員に対し会員現況を報告するとともに、少なくとも年1回代表正会員全体の会合を開き、本会の活動概要を説明する。また、支部長は少なくとも年1回支部の代表正会員の会合を開き、支部の活動を報告・説明して、支部活動の活性化に対する支援と協力を要請するとともに、支部事業に対する意見の聴取を行う。

(改 廃)

第9条 この要領の改廃は、会員委員会委員長の発議で会務部門長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月20日から施行するものとし、これまでの『「代表正会員」に関する申合せ』は効力を失うものとする。

(平成26年11月20日 会務部門長決定 制定)

(2024年10月10日 会務部門長決定 改定)